

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和3年度 4／四半期分）

誘客事業部 国内プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	大衆点評を活用した中国市場ハッシュタグキャンペーン及びターゲティング配信の業務	令和4年1月6日	5,000,000	Solid Bit Hong Kong Limited	Room 1903, 19/F, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。当該事業者は、中国最大の口コミサイトであり、日本を訪れる中国人FIT旅行者の60%が旅行前に「大衆点評」のレビューを参考にしている。4.6億人の年間アクティブユーザーに対し、コロナ禍で大幅に減少した海外旅行需要回復および継続的にクルーズ寄港地「沖縄」を想起させることを目的として当該事業者のAPP及びWEBサイトにてキャンペーンを実施することから、他事業者への委託は不可能のため、契約の相手方として当該事業社を選定した。	
2	「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業 デジタルキャンペーンを活用したプロモーション	令和4年1月7日	1,180,080	(株)BBDO J WEST	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル8F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。審査要領に基づき、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は事業目的に沿った提案がされており、円滑な業務実施が望める体制の構築等、審査基準を満たしていたことから、契約の相手方として選定した。	
3	「ENJOY!CRUISE OKINAWA」サイト拡充業務	令和4年1月7日	2,500,000	(株)プロダクツ・プランニング	沖縄県那覇市鏡原町10-8鏡原UビルⅡ2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。審査要領に基づき、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は事業目的に沿った提案がされており、円滑な業務実施が望める体制の構築等、審査基準を満たしていたことから、契約の相手方として選定した。	
4	観光情報WEBサイト「おきなわ物語」での人流データを活用した観光情報発信に係る分析ツール導入業務	令和4年1月12日	2,585,000	(株)ブログウォッチャー	東京都中央区新川1-3-17 新川三幸ビル9F	第167条の2 第1項第2号	当該事業社は、自治体の観光分析に特化した人流モニタリングツールを提供しており、最小10mメッシュ単位で指定した最大2,000箇所の観光スポットにおける来訪情報を取得し、週1回の頻度でデータ更新した上で、ウェブアプリケーションを通じて来訪者数分析、来訪者の発地分析、属性分析、来訪前後別周遊分析の結果を表示する国内唯一のサービスである。 本業務仕様書で定めた人流データを提供できる事業社が同社以外に存在しないことから、契約の相手方として当該事業社を選定した。	
5	「Global Traveller(e-newsletter GT on the Go)」へのオンライン記事広告出稿業務	令和4年2月16日	4,014,500	(株)パシフィックビジネス	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5 茅場町2丁目ビル	第167条の2 第1項第2号	選定媒体について、読者の38%が過去3年間にクルーズ旅行に参加するなど、他競合媒体と比べてもクルーズ乗船率の高い読者層を持つ媒体であり、当該事業者は、選定媒体と正式に契約を交わしている日本唯一の総代理店であることから、同社を契約の相手方として選定した。	

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和3年度 4／四半期分）

誘客事業部 国内プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	「DEPARTURES/CENTURION」オンライン記事広告出稿業務	令和4年2月16日	3,960,000	(株)シナノインターナショナル	東京都港区赤坂2-20-5 デニス赤坂ビル503	第167条の2 第1項第2号	選定媒体について、クレジットカードの高級会員向けに発信する媒体「DEPARTURES」及び「CENTURION」を有し、クルーズ船による誘客を図る上で、全世界にいる富裕層に向けて沖縄の離島クルーズの魅力を訴求することが可能である。 当該事業者は、選定媒体と正式に契約を交わしている日本唯一の総代理店であることから、同社を契約の相手方として選定した。	
7	「Cruise Traveller2022年冬号」記事広告出稿業務	令和4年2月16日	1,900,000	クルーズトラベラーカンパニー(株)	東京都中央区銀座6-14-8号 銀座石井ビル4F	第167条の2 第1項第2号	日本国内のクルーズ関連誌のうち、選定媒体は国内富裕層を対象とした媒体である。沖縄県は「質の高いクルーズ観光の推進」を掲げており、沖縄の離島を含めた周遊クルーズや、フライ&クルーズの誘致などラグジュアリー/エクスぺディション船の寄港による、より高い経済波及効果を創出することを目標としている。当該事業者はラグジュアリー/エクスぺディション船を取り扱うクルーズ船社とのネットワークを有し富裕層を対象としたプロモーションに長けていることから、契約の相手方として選定した。	
8	令和3年度「おきなわ物語」「ちむどんどんの舞台・沖縄」特集サイト制作業務	令和4年3月16日	2,497,000	(有)東洋企画印刷	沖縄県糸満市西崎4-21-5	第167条の2 第1項第2号	当該事業社は、10年以上にわたって沖縄文化の魅力を掘り下げて紹介する情報誌「モモト」と旅好きやアクティブ層に向けて県内の最新のショップなどを紹介するライフスタイル情報誌「porte」を制作している県内で唯一の「文化」と「観光」両方の視点で情報を発信する媒体を有している事業社であり、当該事業者が有する取材テキストデータ、画像データを活用し、仕様で求める特集サイトの制作業務を遂行できる体制及び経営資源を有している県内で唯一の制作会社であることから、同社を契約の相手方として選定した。	